平成２９年度

植山つる児童福祉研究奨励基金

募 集 要 項

社会福祉法人　全国社会福祉協議会

１．趣　旨

児童福祉の実践処遇の仕事に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するために、研究費の一部を助成する（研究期間は1年間とする）。

２．対　象

研究 A（自主研究）

- 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設に働く職員（個人・施設・グループ・団体）
- 児童福祉に関する自主研究

研究 B（専門研究）

- 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設に働く職員（施設・グループ・団体）
- 児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。

※個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。

※なお、本助成事業の趣旨により、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者となれませんので、あらかじめご了承ください。

３．助成金額

研究 A（自主研究）　各研究助成額は 20 万円以内。
年間助成総額 100 万円の予算において、若干名に助成。

研究 B（専門研究）　研究助成額は 100 万円以内。年間 1 件のみの助成。

4. 申請方法

助成希望者は、当基金所定の申請書(P. 13～)に必要事項を記入の上、下記の植山つる児童福祉研究奨励基金事務局(全国社会福祉協議会　児童福祉部)宛に郵送にて提出。

5. 申し込み締め切り

平成 29 年 9 月 1 日(金)　必着

6. 研究報告

助成対象となった研究は、その研究成果の報告を所定の様式に記入の上、植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会に提出する。その他、成果物等があれば添付すること。その成果については、各種別協議会の大会・研修会、また機関紙等での発表の機会を必ず設けること。また、研究成果の公表等にあたっては、本基金の助成を受けて実施した研究である旨を必ず明記すること。

7. 助成対象研究の研究報告書の提出締め切り

平成 30 年 8 月 31 日(金)　必着

8. 申し込み先

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会　児童福祉部内
Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

9. 選考について

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会において選考・決定し、選考結果は平成 29 年 10 月末に申請者宛に通知する。

《運営委員》(敬称略)

委員長　・　柏女　霊峰　(淑徳大学　教授)
・　森田　昌伸　(全国保育協議会　副会長)
・　北野　久美　(全国保育士会　副会長)
・　加藤　秀郷　(全国児童養護施設協議会　副会長)
・　都留　和光　(全国乳児福祉協議会　常任協議員)
・　友田　直人　(全国母子生活支援施設協議会　副会長)
・　野崎　吉康　(全国社会福祉協議会　事務局長)

10. 著作権について

研究論文の著作権は、著者(研究者)に帰属する。ただし、研究論文集等を作成する際の編集出版権および複製権は、全国社会福祉協議会が持つものとする。

11. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本研究奨励基金における運営管理の目的のみの利用とする。

12. お問合せ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会　児童福祉部 (担当:秋田、鈴木)
Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509
E-mail : ueyama-turu-fund@shakyo.or.jp
ホームページ: http://www.shakyo.or.jp/
※ 申請書は、全国社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

故 植山つる(うえやま つる)氏のあゆみと本事業について

故 植山つる氏は1907(明治40)年、現在の福井県敦賀市に生まれました。1930(昭和5)年、日本女子大学社会事業学部を卒業後、聖路加国際病院医療社会部ケースワーカーを経て、翌年、当時の東京市社会局保護課訪問婦(ケースワーカー)になられました。

1946(昭和21)年には厚生省嘱託となられ、さらに1959(昭和34)年からは児童局母子福祉課長を務められました。また、1960(昭和35)年からは、中央児童福祉審議会幹事に併任、1965(昭和40)年には、総理府中央青少年問題協議会専門委員に任命されました。

その後、後世の社会福祉専門職の育成に励まれ、1967(昭和42)年に淑徳大学教授、さらに名誉教授に就任されました。

本事業は、故 植山氏からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、1978(昭和 53)年に「植山研究奨励基金」として発足いたしました。今日では、児童福祉施設に働く保育士並びに児童指導員等職員に対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励が図られています。

植山つる児童福祉研究奨励基金　過去 10 年間の助成決定テーマ

研 究 テ ー マ	研究主体の 児童福祉施設	年度
子ども理解と保護者支援及びパートナーシップ、保育者同士の相互理解と協働を生み出す保育発信システムの構築に関する実践研究	保育所	28 年度
児童養護施設における個別対応職員の専門性と業務内容について	児童養護施設	28 年度
不適切な養育を受けた児童に対する就学前後における学習支援 ―ICT 教育を活用しての実践―	児童養護施設	28 年度
児童養護施設における退所児童の自立支援システム構築に向けた研究	児童養護施設	28 年度
保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について	保育所	27 年度
日本の伝統文化をとおして、豊かな心を育む～保育園でのお茶遊び・5 歳児～	保育所	27 年度
児童養護施設に入所する子どもの貧困と自立について～アフターケアに焦点をあてて～	児童養護施設	27 年度
児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更に伴う激変緩和マニュアル作成に関する研究	児童家庭支援センター	27 年度
保育所 1・2 歳児の食事場面における子どもの人間関係の育ち―保育者の意図性を手掛かりとして―	保育所	27 年度
母子生活支援施設における心理職による活動展開の一考察	母子生活支援施設	26 年度
保育所調査における保育所実態と現状を考える	保育所	26 年度
児童養護施設の小規模化に伴う職員の専門性及び施設運営の課題に関する研究	児童養護施設	26 年度
児童養護施設における集団音楽療法の適用に関する実践研究	児童養護施設	26 年度
児童養護施設職員の子どもへの不適切な対応に対する意識調査―「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」の開発に向けて―	児童家庭支援センター	26 年度
保育園の１歳児におけるかみつき行為の要因分析	保育所	25 年度
児童養護施設における家庭復帰に関する研究－地域との連携を考える－	児童養護施設	25 年度
児童が自立のために必要な身に付けておくべきＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）を開発する研究	児童養護施設	25 年度
児童養護施設における生い立ちプログラムの取り組みについて	児童養護施設	25 年度
児童養護施設における措置変更事例の実態について	児童養護施設	24 年度
児童養護施設における施設心理士導入の実際Ⅲ～施設心理士に望むこと・今、心理士に何がもとめられているのか～	児童養護施設	23 年度
母子への「食育」を通したエンパワメント実践	母子生活支援施設	23 年度

研 究 テ ー マ	研究主体の 児童福祉施設	年度
SBS の後遺症により心身の発達に障碍をもつ子どもたちの発達と背景 ～子どもと保護者のワークを通しての探索的研究～	乳児院	23 年度
児童虐待事例における親への支援	児童家庭支援センター	23 年度
母親の不安に寄り添う支援～防災ハンドブックの制作を通して～	市独自のセンター	23 年度
特別なニーズを持つ子に寄り添う保育～気になる子への対応～	保育所	22 年度
児童養護施設における性的問題行動のある児童と担当職員へのグループ治療プログラムの実践研究	児童養護施設	22 年度
児童養護施設における心理アセスメントに関する調査研究～ケアワークとの協同支援を考える～	児童養護施設	22 年度
母子生活支援施設における退所後地域生活を見据えた生活支援と就労自立支援	母子生活支援施設	22 年度
自立援助ﾎｰﾑにおける利用者の進学状況及び就学支援の実態調査	児童養護施設	22 年度
昼寝後の午後保育の見直しと一日の保育の再検討－保護者とのかかわりの中で－	保育所	21 年度
母子生活支援施設における母親及び児童のためのエンパワメントプログラムの実践と効果－	母子生活支援施設	21 年度
ユニット型児童養護施設における施設環境が子どもに与える影響の研究	児童養護施設	21 年度
大学との連携による食育活動	児童養護施設	20 年度
家庭における育児不安や、親の悩みなどについての実態調査	県保育協議会	20 年度
「気がかりな子ども」に対しての個々の環境を考える―子ども達にとって育ちやすい環境とは―	保育所	19 年度
違いを認め、理解しあう保育・一人ひとりが主人公になれる保育支援を目指して―クラス集団にかえす小グループ保育の研究・実践―	保育所	19 年度
児童養護施設における入所児童と家庭との交流の経過に関する研究―退所したケースの検討も含めて―	児童養護施設	19 年度
グイン・ホームにおける、被虐待児と発達障害児の自立支援計画の作成	児童養護施設	19 年度
社会的養護入所児童の自立援助計画表の標準化に関する研究―乳幼児期に焦点をあてて―	乳児院	19 年度
幼老複合施設における高齢者と幼児の世代間交流の効果に関する研究	保育所	19 年度

平成 27 年度 助成対象者研究報告書概要(一部紹介)

【保育所】

研究の種類	研究テーマ・研究概要報告	研究者(敬称略)
研究A(自主研究)	保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について 【研究課題・研究方法の概要】 〔目的〕 保育所における自然体験を取り入れた活動が実際にどのように行われ、どのような効果をあげているのかについての研究成果は明確には示されていない。保育の中に自然体験を取り入れることに対して、保育所を利用する子どもたちの保護者はどのようなことを保育所に期待し、実際に利用した子どもたちに対してはどのような肯定的影響を与える取り組みとなっているかについて明らかにすることは、エビデンスに基づいた保育実践を進める上でも重要な知見となると考えられる。そこで、本研究では、保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態を明らかにするとともに、自然体験を中心に据えた保育がどのような効果を持つ取り組みなのかを明らかにすることを目的としたい。 〔方法〕 ①web ページにはその保育所の特色や保育の目的などが紹介されていると想定される。こうしたことから、web ページに記載されている内容を分析することはその保育所の特徴を把握するために有効な方法となり得ると考えた。静岡県と東京都の保育所を対象とした。静岡県については政令市である静岡市と浜松市、県域の 3 つのグループ、東京都については 23 区内とそれ以外の地域の 2 つのグループに分けて調査を進めた。保育園のリストは各都県、市のホームページからダウンロードした（平成 28 年 4 月 20 日現在)。 ②3 つの大学に通う大学生と複数の保育所に勤める社会人を対象として質問紙調査を行った。なお、大学生には授業の中で質問紙に回答してもらい、保育所に勤める社会人には社内 LAN を利用して、Survey Monkey による調査を実施した。１）家庭や保育所等における幼少期の自然体験活動の経験、２）現在の自然体験活動状況等、３）共感性、４）自尊感情、５）レジリエンス、６）社会的スキルを調査した。	埼玉県 社会福祉法人どろんこ会 越谷どろんこ保育園 橋本　千穂

【研究成果・考察の概要】

①多くの保育所で自然体験を取り入れた保育が行われていることが確認された。またそうした自然体験の在り様は様々であり、それぞれの保育所の状況や保育方針に沿って行われていることが推察された。しかし、そうした自然体験活動が目指すもの（めあて）は、身体的な発達や身体的健康を目指すものと、意欲や社会性、共感性の向上など心理的な発達を目指すものとに大別されることが示された。けれども、こうしためあては本当に妥当なものであり、実際に自然体験を通じて身体的、心理的な発達が進んでいるといえるのだろうか。様々な領域において“エビデンス”を示すことが求められている現代において、保育所もその保育が目指すものについてのエビデンスを示す必要があるだろう。

②そこで、第2研究では幼少期の自然体験とその後の発達についての関連について調査した。第1研究では抽出されなかったが筆者らは幼少期の自然体験活動はその後、子どもたちが様々な困難に直面した際にそうした困難を何とか乗り越えていく力であるレジリエンスを向上させると考えた。そこで、小塩ら（2002）の精神的回復力尺度を用い、レジリエンスと幼少期の自然体験活動の関連を探った。その結果、幼稚園や保育所が自然体験活動を推奨したかどうかや幼少期の自然体験の頻度や自然体験に関する親の養育態度による差異が認められた。特に、これまで見てきたように身体的健康や発達、意欲の向上、社会性の発達、共感性の向上といった項目では保護者の養育態度や自然体験活動の頻度自体が影響を与えていることは示唆されたが、幼稚園や保育所が自然体験活動を推奨したかどうかによる差異は確認されなかった。しかし、レジリエンスについては、自然体験活動を推奨した保育所、幼稚園に通っていたことがおとなになった時のレジリエンスの様相に差異を与え、自然体験を推奨した園に通ったものの方が新奇性追求、肯定的な未来志向が高いことが示された。新奇性追求とは「新しいことにチャレンジするのが好きだ」「新しいことや珍しいことが好きだ」など新しい場面、出来事への適応や挑戦の意欲を示すものであり、肯定的な未来指向とは「自分の未来にはきっといいことがあると思う」「将来の見通しは明るいと思う」など肯定的な将来への期待を意味する内容を含むものである。このように保育所、幼稚園における自然体験活動は新しい場面への対処力を高め、肯定的な展望を持つことにつながるといえる。

【残された課題・今後の展望】

社会的構造が変化する中、保育所が子育てにおいて果たす役割はますます大きくなってきている。これまで家庭が担ってきた養育機能を保育所が肩代わりし、充実させていく方向にあるといっても過言ではないだろう。こうした中で、それぞれの保育所がどのような子育てを提供するのかを明示することやその説明責任も求められるようになってきている。そこで提供される情報は非近代的な感情論や根性論であってはならない。一定の科学的なエビデンスに基づいた情報が提供される必要があるだろう。本研究では保育所における自然体験活動の影響を中心に、幼少期の自然体験活動がどのような影響を与えるかということを検討した。ただ、このデータはあくまでも相対的なものであり、それぞれの園における実践の効果を保証するものではない。林・山下（2004）は自然と関わる遊びを単なる外遊びと同じ意味のものではないと指摘し、発見、観察、理解という深まりのある活動が「自然と関わる遊び」であるとしている。つまり、園の環境が自然豊かであったり、単に子どもを自然の中に連れて行くということだけではなく、そこに保育士の関わりがあり、その環境に対して子どもが働きかけたり、環境から何かを学ぼうとする動きが生じることをもって自然体験活動とするという立場である。このように、単に自然体験活動を提供するということではなく、それぞれの園や周辺環境の特色にあった自然体験活動を提供し、より効果的な活動の内容を検討する必要がある。

【保育所】

研究の種類	研究テーマ・研究概要報告	研究者 (敬称略)
研究 A (自主研究)	日本の伝統文化をとおして、豊かな心を育む～保育園でのお茶遊び･5歳児～ 【研究課題・研究方法の概要】 乳幼児期のふさわしい体験の減少に伴い、子育ちや子育ての様相が変化し、生きた体験や生活の知恵などが保育の中で求められるようになり、保育者が保育の困難さに直面している現況がある。 茶道の実践や調査結果を分析し、茶の精神を保育に取り入れることによる子どもの心の育ちを検証する。 ＜研究方法＞ （1）保育者アンケート調査を実施する （2）保護者アンケート調査を実施する （3）お茶遊びの実践を考察する （4）エピソード記述から子どもの心の育ちを探る 【研究成果・考察の概要】 アンケート調査の結果を検証することにより、保育者や保護者のお茶に対する考えや、課題等を考察することができた。伝統文化である茶の精神を保育に取り入れ、多様な体験の積み重ねを行うことにより、保育者たちは、子どもたち一人一人の心の育ちに着目することができるようになった。 子どもの内面を理解し、援助することの大切さを再認識する機会となった。 保育の環境としてお茶を遊びと捉えることにより、共に楽しみ子どもとの心の繋がりを深めるシナジー効果となった。 【残された課題・今後の展望】 子どもの心の育ちを探る実践・エピソード記述を検証することにより、子どもの心の育ちの芽生えを捉えることができた。この心の育ちは、「茶道の心」お互いの心をくみ合うことに繋がると考える。このことを目標とし、現代の変動に対処できる生きる力の基礎を培うよう、お茶遊び環境を更に充実し学びの芽を培っていきたい。今後は、地域・保護者との連携をお茶の視点で探り、さらに研究を深めていくことを目指したい。	岡山県 社会福祉法人 梁和会 落合保育園 箭引　紀子

【児童養護施設】

研究の種類	研究テーマ・研究概要報告	研究者(敬称略)
研究A(自主研究)	児童養護施設に入所する子どもの貧困と自立について ～アフターケアに焦点をあてて～	横浜市 社会福祉法人 白峰会 高風子供園 植木　唯喜

【研究課題・研究方法の概要】

1.研究課題

児童養護施設の児童手当は、3歳から中学生までひとり月額1万円（3歳未満1万5千円）を2月、6月、10月分に振り分けて施設設置者等に支給されるが、措置費から出る費用以外の項目で、児童手当をどのように活用するのか、施設の裁量にまかされているのが現状である。

家庭復帰の際、一般的には保護者（受給者）へ通帳等を返納する形となる。生活保護世帯は、児童の通帳に預貯金残高があると、世帯収入認定の対象となっていたが、平成28年6月、国より、一定の要件を設け、収入認定除外とする通知があった。

厚生労働省の調査では、平成24年に貧困率が16.3%で過去最悪となり、17歳以下の子どもの6人に1人が貧困状態にあるとされている。特に、ひとり親家庭や生活保護世帯などの貧困対策、支援が求められているなか、自立のために貯蓄していた入所児童の児童手当が収入認定され、世帯の生活費に充てることは、果たして、児童の自立支援と最善の利益に資するのか疑問である。

進学資金を用意できないため、進学をあきらめている児童もおり、児童養護施設出身者の高校、大学進学率は一般と比較すると明らかに差があるのが現状である。児童養護施設は、入所から退所後のアフターケアを含めた長期的な支援を要すなかで、家族基盤の脆弱性と貧困は、重要課題のひとつである。

現在、どのように児童手当が活用されているのか、調査研究から実態を把握することで、今後の、貧困対策、児童養護施設退所児童の自立支援における一つの指針になればよいと思う。

２．全国調査

(1)目的：全国の児童養護施設で児童手当をどのように活用しているか、また、退所児童の自立の現状とアフターケアの実施方法、現在抱えている問題はどの様なことかを調査し、現状を把握することを目的に実施する。

(2)手続：調査協力依頼書と作成した自記式質問紙を郵送にて配布し、回答と返送を求める。

(3)期間：平成28年6月から平成28年8月

(4)対象：全国の児童養護施設において児童手当に関係する職員。

(5)内容：質問紙の構成は、以下の内容について回答を求める。回答は選択肢形式であり、回答用紙の最後に「意見・質問」の欄を設ける。

①施設の基本情報について：施設形態、定員、入所児童数、入所世帯数

②基本的属性：職種、年代、性別

③入所中の児童手当の用途：14項目設定

④生活保護世帯について：入所児童の生活保護世帯数、世帯状況、卒退所児の児童手当の動向、児童手当管理者、生活保護における自由記述

⑤退所児童の動向について：退所児の学年別、高校卒業後の進路、アフターケア実施者、児童、家族別アフターケアの相談内容、退所後のアフターケア開始時期、頻度、費用、費用の上限、アフターケア自由記述

⑥研究倫理（倫理的配慮）

【研究成果・考察の概要】

1. 研究成果

貧困連鎖を断ち切るために、子どもの自立支援と親の支援は、車の両輪のように密接な関係があり、子どものアフターケアだけでは貧困の連鎖を断ち切ることが難しいと考えた。子どもと親の双方に支援の手が届くよう、制度から抜本的な改革が必要である。児童手当については、家庭の安定のためというより、ほとんどの施設が貯蓄している意義は、子どもの将来の自立のためである。子どもの財産として保障するしくみを整備する必要性を感じ、今後も生活保護制度とのシステムの兼ね合いをはかりつつ、精査していきたい。

2. 考察の概要

児童養護施設に入所する子どもの児童手当の用途は、貯蓄が 94.2%と占めており、子どもの自立支援における経済面対策のひとつといえる。当施設で長期入所している子どもの児童手当の最高額預金をみると、平成 23 年から平成 28 年通算し、約 80 万円（臨時給付金等含む）を超えるケースが散見される。兄弟で家庭引き取りケースの場合は、その倍近い額が親権者に渡ることが想定される。また、退所後の児童手当の取り扱い管理者は、親権者が 80.6%と占め、ほとんどが親権者へ貯蓄が渡ることが示される。生活保護世帯の家族交流や家庭引き取りにおける課題点及び収入認定除外通知を受けての懸念点を自由記述欄に答えてもらったところ、10%が積み立てた児童手当を生活費に浪費するや充てにする、子どものために使われるのか疑問であるなど懸念する意見があった。経済面や精神面に課題を抱える生活保護世帯は多く、収入認定除外通知を受けたとしても、あるいは生活保護世帯に限らずだが、児童手当の管理能力が問われ、親権者の能力や価値観等によるところが大きいと推測された。

【残された課題・今後の展望】

1. 残された課題

・阿部（2014）は、現金給付の利点としてサービス給付効果は、多分に「人」によるところがあり、一番家庭に必要なものに交換できる利点があると述べ、貧困の親のみが賢い選択ができないというのは偏見であり、現金給付の効果は100%ではないと指摘している。また、効果を高めていく努力が必要で海外において子どもの貧困対策として高い効果をあげているのは、親に対する支援（就労支援、医療サービス、相談事業、教育支援、育児指導など）が手厚い制度であり、子どもの対象として制度ではないと述べている。本研究においても、施設が行っている家族のアフターケア相談内容として、上位から家族関係 55.9%、児童の学業 28.8%、経済面 28.1%と並び、貧困に起因する要素が露呈している。筆者らの施設では、児童相談所が親支援（指導）を中心的に担っている部分が大きいと認識している。一人子の場合を例えると高校卒業のタイミングで支援が終結されるという実態も少なくない。中心的に動くキーパーソンが子どもの年齢制限から親との接点がなくなるということは、一つの課題ともいえる。それを含め、退所後の親のアフターケアも視点として持っていないと必然と子どもに影響がおよび、親支援のあり方についての課題が浮き彫りになっている。
・18 歳以上（高校卒業）の退所となると場合、児童手当の貯蓄を本人に手渡す施設が多い。貯蓄が進学費用の工面になるが、多額の貯蓄を本人がどのように取り扱うのか、施設がどのようにサポートするのか、18 歳とはいえ、社会に出たばかりの子どもに大金を扱わせるリスクも課題である。

2. 今後の展望

元来、児童手当は家庭の安定のためという趣旨があるものの、社会的養護の子どもの将来を見据えると、子ども名義で積み立てた児童手当を子どもの財産として保障していく方法を検討していくことが重要ではないかと考える。
方法として、施設が管理者になることを提案するが、個人財産に関与する施設のリスクマネジメントを強化する必要性が出てくるが、一方では関与していくことによって、家族や子どもとのつながりが絶たれないで家族調整を継続することができ裏をかえせば強みになると考える。

本研究の成果物として、児童養護施設に入所する子どもの生活保護受給世帯の割合が高く、児童養護施設に入所する子どもの貧困の連鎖について改めて親の支援も子どもと同様に重要であることを認識させられた。今後もさらなる精査をし、追求していきたい。

【児童家庭支援センター】

研究の種類	研究テーマ・研究概要報告	研究者(敬称略)
研究A(自主研究)	児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更に伴う 激変緩和マニュアル作成に関する研究 【研究課題・研究方法の概要】 本研究の課題は、児童自立支援施設から児童養護施設に措置変更される際、子どもの状態が激変することを避けるためのマニュアルを作成することである。児童自立支援施設から児童養護施設に子どもが措置変更されるにあたっては、生活環境や施設のルールが大きく変化する。その変化が理由となり、子どもの状態が不安定になってしまうおそれがある。そのため、子どもの生活激変を緩和するマニュアルを作成し、この問題を改善する手がかりとしたい。本研究では、①児童養護施設への質問紙調査と②質問紙調査において児童自立支援施設からの措置変更を多く受け入れていた児童養護施設の職員に面接調査を実施した。 【研究成果・考察の概要】 第1に、児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更は頻繁に生じているものではないことが確認された。本研究の調査では、平成16年度から27年度の10年間の間に、1人受け入れた施設が回答施設の4割である。このため、措置変更の際のノウハウが蓄積しにくいのが現状ではないか。これまで実施された措置変更に関する調査は、1年間のみの調査が多かったが、10年の範囲で調査した本研究により、こうした傾向を見出すことができた。 第2に、措置される子どもの性別によって、関わり方の難易度が変わっているのではないか、という点である。たとえば、「中学、高校卒業後の措置解除に至った」ケースに関しては、男子が51.8%と半分以上であるのに対して、女子は32.7%と3割程度であったし、「消極的な家庭復帰」のケースの割合も、男子は3割が消極的、女子は4割近くと少しではあるが女子の方が高い。 この点については、本調査でみられるように女子の措置変更が数として少ないということがあげられるだろう。また、本研究でのインタビュー調査では、「女子の方が家族との距離感を取りにくい」という課題が指摘されていた。この点に女子に特徴的な課題を見出すこともできるかもしれない。 第3に、施設の取組に関しては、全体の回答数があまり伸びない結果となった。措置変更前に「受入施設が子どもと面会する」ことも半数程度である。もし具体的な取組があまりないとすれば、措置変更の経験が少ないことや、施設職員の多忙が措置変更前後に積極的に関わることができないことが要因としてあげられるかもしれない。 【残された課題・今後の展望】 本調査のデータを分析する際の限界として、質問紙調査におけるデータの代表性の問題が指摘できる。 まず、資金面の限界から全国の児童養護施設すべてに質問紙調査票を郵送することができなかった。次に、調査票を郵送した300施設のうち回収できたのは93施設であり、回収率は3割程度である。このため、データに偏りがあることは否めず、本研究の成果を一般化することには細心の注意が必要である。したがって、本調査の結果に基づいて作成したマニュアルは「成功のためのマニュアル」ではない。そうではなく、措置変更の際に注意すべき、配慮すべき最低限のことを示唆するものである。 このように本研究の限界は大きいが、しかし、児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更に関しては、その実態を示すデータは少なく、配慮すべき点は何なのかを模索する研究もほとんどないのが現状である。このため、本研究の試みは、今後の児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更にかかわる問題を改善する方策の手がかりになるという点で意義があるといえよう。	山口県 山口県子どもソーシャルワーク研究会 金本　秀韓

【保育所】

研究の種類	研究テーマ・研究概要報告	研究者(敬称略)
研究B(専門研究)	保育所1･2歳児の食事場面における子どもの人間関係の育ち －保育者の意図性を手がかりとして－	福岡市 学校法人西南学院 早緑子供の園 土田珠紀

【研究課題・研究方法の概要】

社会情勢を反映し保育所保育のニーズが高まる中、特に保育所利用率の増加が顕著である1･2歳児に注目し、人間関係の発達について検証することは、保育所の乳児保育を積極的に捉える上でも重要な課題である。本研究では保育所1･2歳児クラスで行った食事場面の観察記録を質的に分析した結果（2015, 土田)、子どもたちが一緒に食べ食卓を共有する中で見られた、「子どもが食べることに自ら向かう姿勢」と、「自ら他児と関わろうとする姿勢」に注目した。今回新たに1・2歳児の食事場面の観察により収集したデータより、前述の「子どもに見られる姿勢」を抽出しそこに関わる保育者の援助について、質的に分析を試みた。同時に、観察対象の保育者に、食事場面に関する環境構成についての質問紙記入を依頼し、直接的な保育者の援助に加え保育者の意図についても、考察を行った。

【研究成果・考察の概要】

分析対象となった308事例を修正版グラウンデッドセオリーアプローチの手法により分析した結果、下記の3つのカテゴリーが抽出された。また、3つのカテゴリーに分けられた事例はそれぞれ、子どもが食べる姿勢と他児と関わる姿勢双方に関わる援助であり、食事場面における保育者の援助は、さまざまな場面や状況に応じて総合的に展開していることが明らかとなった。また保育者は、どの子どもにとっても生理的欲求が満たされ情緒が安定した状態で食事の時間を迎えられるように、一人ひとりの子どものことを個別に細やかな配慮をし、個人の発達に応じた環境構成を行っており、保育観そのものが大きく作用していることが示唆された。

〔カテゴリー〕

①子どもが周囲のさまざまなことに、気づいたり関わるきっかけとなる援助

②子どもの気持ちを尊重して行う援助

③子どもが自分自身のことや周囲の状況を理解した上でその場に臨むための援助

【残された課題・今後の展望】

今回の研究フィールドは、身近な保育者との親密な関わりによって情緒の安定を図ることを目的とした、「育児担当制」の保育形態を採用しているため、本研究で明らかとなった保育者の援助は、少人数で個別に細やかに関わる保育方法の特性によるところが大きいと予測される。1･2歳児の人間関係の育ちについては、大人の果たす構成的役割の重要性（鹿島, 1995）が指摘されており、保育者の援助や子どもの育ちについては､保育形態との関連をふまえて検証する必要があるのではないか。

保育所保育指針では、各保育所における理念や特色を生かした保育の展開と同時に、身近にいる保育士の応答的な関わりや、柔軟な形での担当制によって、子どもと情緒的な絆が結ばれることが求められている。今後、育児担当制以外の担当制保育をフィールドとし、さらに、保育所の食事場面における子どもの育ちとそれを支える保育者の援助について、検証し、保育所乳児保育の重要性について明らかにしていきたい。